

<主な改定内容（現場技術業務共通仕様書）>

- 「管理技術者は、現場技術員を兼ねることはできない」と追加。【第 1005 条関係】
- 業務実績情報システム（テクリス）の登録申請を閉庁日を除き 10 日以内→15 日（休日等を除く）以内に変更。【第 1008 条関係】
- 業務計画書の提出を契約締結後 15 日以内→15 日（休日等を除く）以内に変更。【第 1010 条関係】
- 行政情報流出防止対策の強化として、「情報管理責任者」を選任及び配置し、業務計画書に記載することを追加。【第 1030 条関係】
- 「第 1031 条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置」を追加。【第 1031 条関係】
- 成果品→成果物に名称変更。
- その他、語句等の修正。